

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務(資格・給付) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和町は、介護保険に関する事務(資格・給付)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、職員IDやパスワードにより操作者及び操作による権限を限定し、追跡調査のためにコンピュータに使用記録の保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。また、事務の一部を外部業者に委託しているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に明記することで万全を期している。

評価実施機関名

大和町長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務(資格・給付)
②事務の概要	<p>・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ③高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施。 ④介護保険に係わる証明書の発行 ⑤介護保険被保険者台帳の照会 ⑥中間サーバーへ副本データの登録。 ⑦情報ネットワーク、既存システム、宛名システム間での符号の取得や住民票関係の特定個人情報照</p>
③システムの名称	介護保険システム、地域包括支援システム、宛名システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一の68の項並びに平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号第50条 ・番号法第9条第2項並びに大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の3の項、4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、番号法別表第二の93の項、94の項、95の項及び情報提供者が市町村長となる各項(1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、33の項、39の項、42の項、56の2項、58の項、61の項、62の項、80の項、87の項、90の項、93の項、117の項) ・平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号第46条、第47条 ・法律第19条第15号に基づき同条第8号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 ・大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項別表第2の3の項、4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番の1 022-345-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番の1 022-345-7221

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

